

業務実績等報告書

(第2期中期目標期間評価)

独立行政法人海技教育機構

業務実績等報告書様式 1-2-3 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評価総括表

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考欄
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	見込評 価	期間実 績評価		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
入学定員	A	A	A	B	A	A	A	I-(1)	
即戦力化	A	A	A	B	B	B	B	I-(1)	
合格率	S	B	A	A	A	B	B	I-(1)	
実務教育等の実施	A	A	A	B	B	B	B	I-(1)	
資質教育	A	A	A	B	B	B	B	I-(1)	
就職率	S	S	S	A	A	A	A	I-(1)	
海運業界のニーズへの対応	A	A	A	B	B	B	B	I-(1)	
研修の実施	A	A	A	B	B	B	B	I-(1)	
広報活動等	S	S	S	A	A	A	A	I-(1)	
研究の実施	A	A	A	B	B	B	B	I-(2)	
研究成果の公表	A	A	A	B	B	B	B	I-(3)	
研修員の受入及び委員の派遣	A	A	A	B	B	B	B	I-(3)	
海事思想の普及	A	A	A	B	B	B	B	I-(3)	
内部統制の充実・強化	A	B	B	B	B	B	B	I-(4)	
業務運営の情報化・電子化の取り組み	A	A	A	B	B	B	B	I-(5)	

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

※補足

平成23年度～平成25年度：SS、S、A、B、Cの5段階評価

平成26年度～平成27年度：S、A、B、C、Dの5段階評価

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考欄
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	見込評 価	期間実 績評価		
II. 業務運営の効率化に関する事項									
組織運営の効率化の推進	A	A	A	B	B	B	B	II-(1)	
人材の活用の推進	A	A	A	B	B	B	B	II-(2)	
業務運営の効率化の推進	A	A	A	B	B	B	B	II-(3)	
III. 財務内容の改善に関する事項									
自己収入の確保	A	A	A	B	B	B	B	III-(1)	
予算、期間中の収支計画、期間中の資金計画	A	A	A	B	B	B	B	III-(2)	
短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	-	III-(3)	
重要な財産の処分等に関する計画	-	A	A	-	-	B	B	III-(4)	
剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	-	III-(5)	
IV. その他の事項									
施設・設備の整備	A	-	-	-	B	B	B	IV-(1)	
保有資産の検証・見直し	A	A	A	B	B	B	B	IV-(2)	
人事に関する計画	A	A	A	B	B	B	B	IV-(3)	
積立金の使途	A	A	A	B	B	B	B	IV-(4)	
その他	S	A	A	B	B	B	B	IV-(5)	

業務実績等報告書様式 1-2-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-（1）	海技教育の実施		
関連する政策・施策	政策目標：IX 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標：36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人海技教育機構法 第3条
当該項目の重要度、難易度	（必要に応じて重要度及び難易度について記載）	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成27年度行政事業レビュー 事業番号 0359、新27-0051

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
入学定員	—	380名	350名	350名	350名	370名	380名	予算額(千円)	2,812,423	2,707,874	2,434,903	2,641,232	2,678,499
合格率 (計画値)	本科 75%以上	65%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	決算額(千円)	2,801,348	2,462,663	2,442,632	2,714,537	2,685,085
合格率 (実績値)			77.2%	65.8%	76.4%	82.3%	78.3%	経常費用(千円)	2,747,208	2,518,721	2,453,128	2,730,972	2,827,441
達成度			103.0%	87.7%	101.9%	109.7%	104.4%	経常利益(千円)	11,895	1,165	3,025	3,380	102,211
合格率 (計画地値)	専修科 90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	行政サービス実施コスト(千円)	2,895,876	2,760,371	2,502,113	2,530,451	2,663,326
合格率 (実績値)			95.1%	92.0%	93.4%	95.9%	96.8%	従事人員数	209	206	195	200	197
達成度			105.6%	102.2%	103.8%	106.6%	107.5%						
合格率 (計画値)	海上技術コース 90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上						
合格率 (実績値)			100%	75.0%	96.0%	100%	100%						
達成度			111.1%	83.3%	106.7%	111.1%	111.1%						
保護者会 開催回数 (計画値)	定期的に 開催 (本科校4 校対象)	—	年2回以上 開催 (4校8回 以上)	年2回以上 開催 (4校8回 以上)	年2回以上 開催 (4校8回 以上)	年2回以上 開催 (4校8回 以上)	年2回以上 開催 (4校8回 以上)						
保護者会 開催回数			20回	21回	19回	21回	15回						

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>「独立行政法人海技教育機構法」第11条第1項第1号に基づき、船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授する。</p> <p>また、「独立行政法人海技教育機構法」第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成16年法律第31号)第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。</p> <p>海技教育の実施に当っては、国際条約の改正等に的確に対応するとともに、船員教育・訓練機関及び海運業界と連携して、海運業界に必要な船員像の明確化及びニーズの一層の精査を行った上で、国の政策に沿って、必要とされる教育を効果</p>	<p>海技教育の基本的枠組みとしての「海技資格の取得等を図るための教育」及び「実務能力の向上等を図るための教育」(以下それぞれ「資格教育」及び「実務教育」という。)の2本柱の体制を維持して、海技教育を実施する。</p> <p>また、独立行政法人海技教育機構法(平成11年法律第214号)第11条第2項に基づき、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。</p> <p>海技教育の実施に当たっては、国際条約の</p>					

	<p>的・効率的に行えるよう、教育体制を見直すものとする。</p>	<p>改正等に的確に対応し、また、船員教育・訓練機関及び海運業界との連携を密にして、海運業界が求める船員像の明確化及びニーズの一層の精査の上、必要とされる教育を効果的・効率的に行えるよう、教育体制を見直す。</p>					
	<p>① 海技資格の取得を図るための教育（以下「資格教育」という。） イ 船員養成事業については、海技課程の本科及び専修科の期首の入学定員を350名とし、近い将来、船員の不足が深刻化すると認識を踏まえて、海運業界の需要を見極めた上で、中期目標期間中に入学定員を見直し、期末までに新たな養成規模で教育を実施す</p>	<p>① 資格教育 イ 入学定員 海技課程本科（以下「本科」という。）及び海技課程専修科（以下「専修科」という。）の資格教育については、期首の入学定員を350名とする。 また、期中においては、海運業界の船員の需要を見極めた上で、入学定員を見直し、その養成規模で教育を実施する。</p>	<p><主な定量的指標> 期首の入学定員を350名とする。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・海運業界の需要、応募倍率の推移等を考慮するとともに、船員政策に対応した措置であったか。</p>	<p><主要な業務実績> 本科、専修科の主たる就職先である内航海運業界からの求人数の低迷、入学応募者数の減少により、期首の入学定員を350名としたが、海運業界の船員の需要や応募倍率の推移を分析し、船員の高齢化による内航船員不足への危機感が顕著になっていることから、以下のとおり入学定員の拡大を図った。 ・平成26年度 本科の入学定員を20名増員 → 入学定員 370名 ・平成27年度 専修科の入学定員を10名増員 → 入学定員 380名 さらに、平成28年度</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 海運業界のニーズ、内航船員の需要動向を見極め、海事局の船員政策に対応すべく、教員や教材の数等現教育体制で最大限努力し、教育の質を落とさず、定員を引き上げた。 上記に加え、平成28年度入学定員390名は、平成13年の独立行政法人への移行後の最大値となっている。 <課題と対応> ・引き続き、海運業界のニーズ、内航船員の需要動向を見極め、海事局の船員政策を踏まえて対応していく必要がある。</p>	<p>評定 A <評定に至った理由> 入学定員の増員に際しては、海運業界の船員需要に加え、学生の募集状況さらに就職状況を見極めながら徐々に増員を図っており、期首の入学定員350名から、期末には380名まで増員する。さらには、平成28年度には390名まで増員することを決定し、それに対する募集活動や教材の準備を行っている。 これまでの一連の増員に対しては、教員やパソコン等の機材を増やす必要があったが、教員の補充や予算の追加措置をすることなく、法人の自助努力により対応してきた。そのため、小グループでの実技実習の際には指導する教員の負担が大きくなってきている実態がある。 中期計画では、「(前略)海運業界の船員の需要等を見極めた上で、適正な定員について検討を行い、方針を決定する。」としているが、昨今の内航船員不足に最大限対応すべく、これまで以上の定員を設定し、養成規模の拡大に取り組んでいることは、中期目標における所期の目標を上回る成</p>	

	る。			は、海事局の要請を受けて専修科を10名増員し、入学定員を390名とした。		果が得られていると認められる。 <その他事項（有識者の意見）> 「A」評定でよい。	
ロ	海技課程の本科及び専修科の教育については、航海訓練所の内航用練習船を活用した新たな訓練の導入を踏まえて、航海訓練所との連携を強化し、効率的かつ効果的に船員を養成できるよう教育内容を見直す。	ロ 即戦力化 本科及び専修科の教育については、航海訓練所の内航用練習船を活用した新たな訓練を踏まえて、航海訓練所との連携を強化し、即戦力化を図る。 また、海運業界が求める船内供食、栄養・衛生管理に関する教育をより充実させること等により、効率的かつ効果的に船員を養成できるよう教育内容を見直す。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・航海訓練所との連携により即戦力化を図られているか。 ・効率的かつ効果的に船員を養成できるよう教育内容を見直したか。	<主要な業務実績> ① 航海訓練所との連携 即戦力化を図るため、平成23年度に航海訓練所との作業部会を立ち上げ、航海訓練所の内航用練習船を活用する「内航船員教育訓練プログラム」を策定した。 これに基づき、同船に搭載する機器の写真や図表を取り入れた教科書の改訂や、練習船における訓練状況を視聴覚教材としてDVD化し、座学と訓練の連携を強化するとともに、一貫性による効率化を図り、航海科、機関科のいずれかの深度化教育を進めることにより即戦力化を図った。 (a) 教科書の改訂 航海訓練所の内航用練習船に搭載する機器の写真や図表を取り入れた教科書に改訂した。	<評定と根拠> 評定：B 概ね計画通りの実績を上げている。 <課題と対応> ・航海訓練所との統合による、より効率的、効果的な座学と訓練の一貫教育システムの構築	評定 B <評定に至った理由> 本科及び専修科の教育については、航海訓練所と連携し、航海訓練所の内航用練習船を活用する「内航船員教育プログラム」を策定し即戦力化を図っている。さらに、同プログラムに基づく、教科書の改訂や練習船の訓練状況を視聴覚教材としてDVD化するなど、深度化教育を進め即戦力化を充実強化している。 また、船内調理教育については、より短時間で調理できる手順を取り入れるなどの調理教本の改訂を行うとともに、若い世代の食生活の改善に関して、生活習慣病など疾病予防の注意点を取り入れるなど、海運業界が求める船内供食、栄養、衛生管理に関する教育の見直しを図り、効率的かつ効果的な船員養成を行っている。 以上を踏まえて、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	

				<p>〈改訂教科書〉 7冊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用Ⅰ ・運用Ⅱ ・航法 ・航海計器 ・船用機関Ⅰ ・船用機関Ⅱ ・総合訓練 <p>(b) 視聴覚教材の作成</p> <p>航海訓練所練習船における訓練状況や実習の様子をDVD教材として作成した。</p> <p>〈視聴覚教材〉 21編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航路航行関連 3編 ・航海当直関連 2編 ・出港関連 1編 ・投錨関連 2編 ・抜錨関連 2編 ・航路標識関連 1編 ・ディーゼル機関 関連 5編 ・船内生活・課業 関連 5編 <p>(c) 学習指導要領の見直し</p> <p>学習指導要領の各項目時間数等の見直しを行い、一貫教育システムの構築及び業務削減等</p>		
--	--	--	--	---	--	--

				<p>も含めた統合後の改正に向けた準備を実施した。</p> <p>② 船内調理教育の充実 平成23年度に食品の衛生面に配慮しつつ、水の量を節約し、より短時間で調理できる手順を取り入れるなど、調理教本の改訂を行うとともに、若い世代の食生活の改善に関して、生活習慣病など疾病予防の注意点を取り入れ、船内供食、栄養、衛生管理に関する教育の見直しを図った。</p>			
ハ 国際条約で求めている海技資格の取得については、補講、模擬試験、個別指導等の実施により、教育効果を高め、海技従事者国家試験の合格率の維持・向上を図る。	ハ 合格率 資格教育については、補講等の自主講座、模擬試験、個別指導を行って教育効果を高め、目標とする海技士国家試験の合格率を、専修科及び海技専攻課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）においては90%以上、本科において	<p><主な定量的指標> 本科 75%以上 専修科 90%以上 海上技術コース 90%以上 <その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・海技士国家試験の合格率の維持・向上は図られているか。</p>	<p><主要な業務実績> 平成24年度に本科及び海上技術コースが目標を下回ったが、従来の指導体制を見直し、「数トレ」やドリルを使用しての基礎学力の向上、個人レベルを踏まえた補講、模擬試験の強化などの取組により、25年度以降は、目標値を達成できた。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 概ね計画通りの実績を上げている。</p> <p><課題と対応> ・補講や模擬試験の充実、学力レベル別の学習指導等の取組の維持。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 資格教育については、従来の指導体制を見直し、個人レベルを踏まえた補講、本番さながらの模擬口述試験の実施のほか、「数トレ」やドリルを使用しての基礎学力の向上を図るなど、海技資格取得向上の取組が強化している。</p> <p>これら取組により、平成24年度は本科及び海上技術コースについては目標値を下回ったものの、総じて目標値を上回っていることは評価できる。さらに、平成26年度においては、本科、専修科、海上技術コースとも、所期の期間で最も高い合格率となっており、これは各種取組の成果と言える。</p> <p>以上を踏まえて、中期目標における所期</p>		

		は 75%以上とする。				の目標を達成していると認められる。	
② 船舶運航実務課程の講習等については、実施する講習が、真に独立行政法人が行うべきものであるかどうかについて、海運業界等のニーズを踏まえた検討を行い、平成 23 年度中に講習全体を見直す。	② 実務教育 海技士資格取得以外の講習等については、実施する講習が真に独立行政法人が行うべきものであるかどうかについて、海運業界等のニーズを踏まえた検討を行い、平成 23 年度中に講習全体の見直しを行う。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・真に独法が行うべきものであるかどうかとともに、業界のニーズを踏まえた上で講習の整理を行ったか。</p>	<p><主要な業務実績> ○運航実務コースの見直し 平成23年度に、船舶運航実務課程の運航実務コースについて、業界ニーズを調査の上、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間でも実施可能なコースであるか ・民間で可能であっても、受入容量的に当機構で実施すべきかなどの観点から、見直しを行い、133あったコースを70コースに整理した。 	<p><評定と根拠> 評定：B 概ね計画通りの実績を上げている。</p> <p><課題と対応> ・実務教育については、今後とも業界のニーズの把握に努め、講習内容の改善を図るとともに適正な負担の下での確実な実施が必要</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 平成 23 年度に、船舶運航実務課程の運航実務コースについて海運業界ニーズを調査したうえで、真に独立行政法人が行うべきものであるかの観点から見直しを行った結果、133 コースを 70 コースに整理したことは評価できる。 水先教育については、平成 19 年 4 月の改正水先法施行後、1 級及び 3 級課程を開設し、的確に実施している。 また、平成 25 年の水先関係者一同による水先レビュー懇談会において、これまでの実績・成果、受講者の能力の検証・分析を行うなど水先制度のレビューが行ってきた。 この結果、海技大学校 1 校で行うこととなり、関係者との連携の下、現在 5 コースの課程を確実に実施している。このように、水先教育全般において、的確に検証、改善を図り水先教育を確実に実施していることは評価できる。 以上を踏まえて、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。</p>		
③ 船舶運航実務課程の水先人教育については、水先人の安定確保に資するため、その教育を的確に実施するとともに、関係者と連携して、これまでの教育実績・成果を検証し、教育の質の向上を図る。	③ 水先人教育 水先人の安定確保に資するため、平成 19 年度に船舶運航実務課程に設置した水先コースについて、関係者との連携を強化し、その教育を的確に実施するとともに、これまでの実	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> 関係者との連携の維持及び水先人教育の適確な実施</p> <p><評価の視点> ・適確な水先人教育の実施及び問題点等の検証、改善は行ったか。</p>	<p><主要な業務実績> 平成19年4月の改正水先法施行後、1 級及び 3 級課程を開設し、水先人教育を実施していたところ、平成25年の水先レビュー懇談会の結果を受け、海技大学校 1 校で行うこととなり、関係者との連携の下、現在 5 コースの課程を確実に実施している。</p>	<p>・水先人教育については、当機構だけでの実施となったことから、関係機関との密接な連絡の下、確実な実施体制の維持が必要</p>			

		績・成果から受講者の能力の検証・分析を行い、教育に反映させ、その質の向上を図る。				
④ 船員及び将来の海技者としての意識を高めるため、統率力、協調性、柔軟性などの資質の涵養の強化を図る。	④ 資質教育 本科及び専修科においては、寮生活における生活指導を充実させ、集団生活の理解を深め、統率力、協調性、柔軟性等の資質の涵養を目的とし、生活指導を一層充実・強化する。 また、本科においては、保護者会の定期的開催及び連携強化により、生活指導の充実を図る。	<p><主な定量的指標> 本科における保護者会の定期的な開催</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・寮生活等を通じて集団生活の理解を深めさせるとともに生活指導の一層の充実・強化が図れたか。 ・保護者との連携強化により、生活指導の充実を図ったか。</p>	<p><主要な業務実績> ① 寮生活指導の充実・強化 寮生活における挨拶や清掃等の生活指導を徹底するとともに生徒会活動、委員会等の活動をとおして集団生活の理解を深めさせ、コミュニケーション能力や責任感、忍耐力など船員としての資質の涵養とともに生活指導に努めている。</p> <p>② 本科校の保護者会の開催 各校、年2回以上の保護者会を開催することとし、本科校4校において延べ96回（各校年平均4.8回）開催した。 学校の教育方針や生活指導について、理解を深めてもらうとともに、保護者アンケートを含めて保護者からの意見を取り入れ、生活指導の充実を図った。</p> <p>③ 船員としての心得</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 概ね計画通りの実績を上げている。</p> <p><課題と対応> ・集団生活の体得 ・船員としての資質を醸成するための生活指導の一層の充実強化</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 本科及び専修科においては、寮生活における挨拶や清掃等の生活指導を徹底させ、また、生徒会活動、委員会等の活動により集団生活の理解を深めさせ、コミュニケーション能力や責任感、忍耐力など船員としての資質の涵養に努めている。 また、本科においては、保護者会を各校年2回以上開催することとし、本科校4校において延べ81回（各校年平均5.1回）開催している。また、保護者アンケートを含めて保護者からの意見を取り入れ、生活指導の充実を図っている。さらに、資質教育の指導に役立てるため、船員としての心得等についてテキストを作成し、平成27年度から全生徒へ配布することとしている。 以上を踏まえて、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。</p>	

				<p>等のテキスト作成 平成26年度において、船員としての心得等について学校生活を送りながら学べるテキストとして、「船員としての心得」を作成した。</p> <p>平成27年度全生徒へ配布し、学校教育の各場面で活用した。</p> <p>※ 保護者会の回数が 多い理由 定期開催の出席率が低いため、複数回開催したため。</p>		
⑤ 海事関連企業への就職については、企業訪問等の求職活動や就職指導を強化することにより、就職率を維持・向上することとする。	⑤ 就職率 企業訪問等の求職活動や就職指導の強化、また、乗船体験(インターンシップ)の活用によるミスマッチの回避等により、海事関連企業への就職率を、専修科及び海上技術コースにおいては90%以上、本科においては75%以上とする。	<p><主な定量的指標> 本科 75%以上 専修科 90%以上 海上技術コース 90%以上</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・目標値を達成しているか。</p>	<p><主要な業務実績> 本科、専修科では入学当初から就職に関する意識付けを行っている。</p> <p>本科では2学年から、専修科では入学当初から就職先(船種)希望調査や海技者セミナー、就職説明会への参加、面接試験の対応方法などの就職指導を行っている。</p> <p>また、就職に関する二者面談、三者面談を行うとともに、内航海運業界の協力を得て、夏休み期間中に内航船での乗船体験を行い、就職先である内航船への理解を深めさせた。</p> <p>また、職員による企</p>	<p><評定と根拠> 評定：A ここ数年、求人数が増えているが、きめ細かな内航船への就職指導、職員による企業訪問を継続し、中期目標期間中、高い就職率を維持している。</p> <p><課題と対応> ・新人船員に対応する内航海運業界のニーズの把握と定着率の分析</p>	<p>評定 A</p> <p><評定に至った理由> 本科、専修科、海上技術コースのいずれも4年間の実績では目標値を上回り、毎年度、対前年度以上の実績となっている。特に本科は達成率120%を超える実績を上げており、海上技術コースも就職率100%を維持している。</p> <p>これは、法人の弛みない会社訪問等の取組によるものであり、過去3年間でSの評価(現行基準ではAの評価)を受けていることから中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <p><その他事項(有識者の意見)> 「A」評定でよい。</p>	

				業訪問においては、年平均 390 社以上の会社を訪問し求人を依頼するなど求職活動の拡大を図った。 これらの取組により、海事関連企業への就職率は、90%以上の高い実績を維持している。			
⑥ 海運業界や船員教育・訓練機関等との意見交換会等を通じて、海運業界のニーズを的確に把握するとともに、相互の連携を強化することにより、教育の質を向上させる。	⑥ 海運業界のニーズへの対応 海運業界のニーズを的確に把握し、船員教育の質を向上させるために、海運業界や船員教育・訓練機関等と期間中に 50 回程度の意見交換会等を開催する等、相互の連携を強化するとともに、条約の改正に対応する講習（ECDIS、ERM 等）を強化する等、把握したニーズを教育に反映させ、その質を向上させる。	＜主な定量的指標＞ 海運業界や船員教育・訓練機関等と期間中 50 回程度の意見交換会を実施 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・関係業界や教育訓練機関との連携強化を図れたか。 ・STCW 条約マニラ改正に伴う、ECDIS 講習及び ERM 等の講習を確実に実施したか。	＜主要な業務実績＞ 海運業界や船員教育機関と延べ 296 回の意見交換会・懇談会を実施し、ニーズ、意見については、教員が共有し、日常生活指導、教科指導に反映させている。 ECDIS 講習を 69 回（625 人）、ERM 講習を 77 回（297 人）実施した。 さらに、海運業界からの即戦力化が求められていることから、国土交通省の「船員（海技者）の確保・育成に関する検討会」の報告に基づき、内航貨物船等による社船実習（内航四級）を、専修科においては平成 25 年度から、本科においては平成 26 年度から導入し、教育の質の向上を図った。 ※ 意見交換会の実施	＜評定と根拠＞ 評定：B 概ね計画通りの実績を上げている。 ＜課題と対応＞ ・内航貨物船等を利用した社船実習の拡大	評定 B ＜評定に至った理由＞ 海運業界や船員教育機関と期間中延べ 276 回の意見交換会・懇談会を実施し、業界ニーズを的確に把握し、日常生活指導、教科指導にフィードバックするなど、相互の連携を強化している。 STCW 条約マニラ改正に伴い、海運業界から開講を要請された ECDIS 講習を 54 回（472 人）、ERM 講習を 56 回（215 人）実施している。 そのほか、海運業界から即戦力が求められていることから、乗船実習科の生徒に対する 6 か月の乗船実習のうち、後期 3 か月について、内航貨物船等による社船実習（内航四級）を平成 26 年度から導入し、教育の質の向上を図っている。 以上を踏まえて、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。		

				<p>回数が多い理由</p> <p>海運業界や船員教育・訓練機関等との意見交換会は、期間中、延べ55回実施し目標を達成している。</p> <p>それに加え、船社が来訪した場合の意見交換も含めたため回数が多くなっている。</p>			
⑦ 授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するための教員の研修計画を策定し、研修及び船舶乗船研修を実施するとともに、適正な運営に必要な事務員等の研修計画を策定し、研修を実施する。	⑦ 研修の実施 授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するため、職務別及び職階別の研修計画を策定し、船舶乗船等の研修、適正な運営に必要な知識・技能を習得する研修を実施する。 なお、各研修修了者が各校にて、講師として研修を行う（二次研修）等の取組を強化し、期間中に外部研修を含め延べ200名程度の教員、事務	<p><主な定量的指標></p> <p>期間中延べ200名以上の職員に対し研修を実施</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・研修計画に則した研修を実施できたか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>期間中に延べ402名の教員に対して、職務別研修、職階別研修、技術研修等を実施することにより、教員の船舶の運航に関する最新の知識及び技能の習得と指導力の向上を図った。</p> <p>○実施した主な研修</p> <p>i 職務別研修（42名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内航船乗船研修 ・メンタルヘルスクエア研修 など <p>ii 職階別研修(123名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファーストステップ研修 ・セカンドステップ研修 ・管理職者研修 など <p>iii 技術研修（237名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ECDIS研修 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>概ね計画通り実施できている。</p> <p><課題と対応></p> <p>・船舶に関する最新の知識及び技能の習得並びに教員の指導力の向上を図るため研修内容の充実・強化</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>期間中に延べ318名の教員に対して、職務別研修、職階別研修、技術研修等を実施し、教員の船舶の運航に関する最新の知識及び技能の習得と指導力の向上を図るとともに、延べ66名の事務職員に対して、公文書作成や給与事務に関する研修を受講させ、法人の適正な運営に必要な知識・技能の習得に努めている。</p> <p>また、平成24年度に行った教員の意識調査において、生徒・学生指導に悩んでいる教員が多いという結果を踏まえ、平成25年度から、教員に対し、体罰に頼らない規範意識や社会性の育成のため適切な指導方法について研修を実施し、教員の意識改革を行っている。</p> <p>さらに、各学校においては、研修修了者が講師として行う研修（二次研修）を含め、独自に教員に対し、校内練習船の操船研修やAEDの取扱いのための救命講習など、教育の質の向上や教育業務の維持に有用な資格取得のための研修を行っている。</p> <p>以上を踏まえて、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。</p>		

		<p>員等に研修を受講させることとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ERM 研修 ・小型船舶教習教員研修 <p style="text-align: center;">など</p> <p>平成24年度に行った教員の意識調査において、生徒・学生指導に悩んでいる教員が多いという結果を踏まえ、平成25年度から、教員に対し、体罰に頼らない規範意識や社会性の育成のため適切な指導方法について研修を実施し、教員の意識改革を行った。</p> <p>事務職員については、機構の適正な運営に必要な知識・技能を習得させるため、公文書作成や会計基準など、延べ85名に内部研修を実施するとともに外部研修を受講させた。</p> <p>○実施した主な研修</p> <ul style="list-style-type: none"> i 内部研修（44名） <ul style="list-style-type: none"> ・ファーストステップ研修 ii 外部研修（41名） <ul style="list-style-type: none"> ・行政スキル研修 ・ホームページ研修 <p>また、各学校においては、研修修了者が講師として行う研修（二次研修）を含め、独自</p>			
--	--	--------------------------	--	--	--	--	--

				<p>に教員に対し、校内練習船操船研修や AED の取扱いのための救命講習など、教育の質の向上や教育業務の維持に有用な資格取得のための研修を行った。</p> <p>※ 職員の研修者が多い理由 新規採用者数が多く、同人に対し、複数回実施する研修が増加したことによる。</p>		
<p>⑧ 受験・入学のための広報活動を外部機関との連携により充実・強化し、船員をより多方面から確保するよう努める。</p>	<p>⑧ 広報活動等 地域との連携の強化、地方運輸局等への協力依頼等、広報活動における外部機関との連携を充実・強化し、船員をより多方面から確保するよう努める。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・外部機関と連携した効果的な広報活動を行い、船員をより多方面から確保に努めたか。</p>	<p><主要な業務実績> 航海訓練所練習船の学校近郊寄港時や海フェスタなど外部機関、地方運輸局と連携したイベント等の機会を捉えて、見学会の実施やパンフレットの配布などの外部機関と連携した広報活動を行い、船員をより多方面から確保に努めた。</p> <p>また、募集活動では、タブレットを用いた学校説明、学校祭での操船シミュレータ体験やロープワーク体験の実施など学校毎に工夫をこらした広報活動を行うとともに、生徒・学生募集の効果が大きい体</p>	<p><評価と根拠> 評価：A 広報活動の他、体験入学、オープンキャンパス、学校訪問など、地道な募集活動を続け、中期目標期間中、多くの応募者を確保している。</p> <p><課題と対応> ・本科及び専修科の応募者の確保</p>	<p>評価 A</p> <p><評価に至った理由> 教員の学校訪問等の活動の積み重ねにより、高い応募倍率を維持している。募集活動は、単年度での取組では成果が期待できないことから、毎年継続することが重要となる。教員は、毎年、延べ 2,500 校以上の学校訪問や訪問先での学校説明会を継続しており、それらの取組により、オープンキャンパス等の参加者数を着実に増やしてきており、結果、高い応募倍率の維持につなげている。</p> <p>また、本年からは、内航船員不足に対応すべく、法人の合否 HP に他の教育機関の内航養成課程をリンクさせ、法人に入学できなかった者を船員に導く取組も行っている。</p> <p>中期計画においては、「(前略) 外部期間との連携を充実・強化し、船員をより多方面から確保するよう努める」としており、これらの取組と実績は、過去 3 年間で S の評価 (現行基準では A の評価) を受けていることから、中期目標における</p>	

				<p>験入学、オープンキャンパスや学校訪問を重点的に実施し、平成27年度においては、平成23年度と比べ約1.5倍の応募者を確保した。</p> <p>○体験入学、オープンキャンパスの実施数 延べ173回 (平均34.6回)</p> <p>○学校訪問数 13,815校 (平均2,763校)</p>		<p>所期の目標を上回るもの成果が得られていると認められる。</p> <p><その他事項（有識者の意見）> ・「A」評定でよい。</p>	
4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)							

業務実績等報告書様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I- (2)	研究の実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標：IX 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標：36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人海技教育機構法 第3条
当該項目の重要度、難易度	（必要に応じて重要度及び難易度について記載）	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビュー 事業番号 0359、新 27-0051

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
研究の実施（計画値）	期間中 50 件程度	重点研究 2 件 一般研究 8 件 共同研究 3 件	10 件以上		予算額（千円）	I- (1) に記載							
研究の実施（実績値）			23 件	20 件	19 件	22 件	27 件		決算額（千円）	I- (1) に記載			
達成度			230%	180%	190%	220%	270%		経常費用（千円）	I- (1) に記載			
									経常利益（千円）	I- (1) に記載			
									行政サービス実施コスト（千円）	I- (1) に記載			
									従事人員数	I- (1) に記載			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
「独立行政法人海技教育機構法」第 11 条第 1 項第 2 号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行う。	海技教育、船舶の運航の分野で組織的に研究計画を策定し、期間中に 50 件程度の研究を行う。研究の実施に当たっては、機構の目的を踏まえて、国際条約の改正等に対応した重点的な研究並びに海技教育	<p><主な定量的指標> 期間中に 50 件程度の実施</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・研究のテーマは、組織的に計画して実施し、その成果を教育に反映しているか。</p>	<p><主要な業務実績> 研究業務は、主に海技大学校で行っており、研究管理委員会の審査の下、国際条約の改正に対応した重点的な研究を 4 件、海技教育、船舶運航に係る教育科目に関する研究を 48 件、授業内容に関する研究を 11 件、延べ 63 件を実施し、その成果をホームページで公表するとともに研究成</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 概ね計画通りの実績を上げている。</p> <p><課題と対応> ・研究の確実な実施と教育への反映</p>	評定 B	<p><評定に至った理由> 研究管理委員会の審査の下、国際条約の改正に対応した重点的な研究を 4 件、海技教育、船舶運航に係る教育科目に関する研究を 39 件、授業内容に関する研究を 8 件、延べ 51 件を期間中（4 年間）に実施している。また、研究結果を補助教材として関連の講義、実習に使用するなど教育に反映させており、評価できる。</p> <p>以上を踏まえて、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。</p>	

<p>結果を教育に反映し、船員の資質の向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努めることとする。</p>	<p>及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育に反映し、船員の資質の向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努める。</p>		<p>果発表会で発表した。</p> <p>※ 研究件数は、複数年に渡って実施している研究もあるため、各年度の研究回数合計値とは一致しない。</p> <p>研究成果については、研究結果を補助教材として関連の講義、実習に使用するなど教育に反映させている。</p> <p>〔教育への反映事例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「海上交通安全法に関する一考察」 <p>来島海峡航路における海上交通安全法の問題点を分析、抽出し安全教育に反映した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「海技者育成における教育・訓練資機材のあり方に関する研究」 <p>開発途上国船員養成事業船員教育者研修等の外国人受講者に対して、受講生の帰国後の業務の指針となるよう、研究成果を反映した教育・訓練資機材の活用プログラムを教授した。</p>			
--	---	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I- (3)	成果の普及・活用促進		
業務に関連する政策・施策	政策目標：IX 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標：36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	独立行政法人海技教育機構法 第3条
当該項目の重要度、難易度	（必要に応じて重要度及び難易度について記載）	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成27年度行政事業レビュー 事業番号 0359、新27-0051

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
研究の公表 （計画値）	—	論文国際学会 10件程度 国内学会 5件程度	10件程度 （5件以上は国内外での学会発表）	10件程度 （5件以上は国内外での学会発表）	10件程度 （5件以上は国内外での学会発表）	10件程度 （5件以上は国内外での学会発表）	10件程度 （5件以上は国内外での学会発表）	予算額（千円）	I- (1) に記載				
研究の公表 （実績値） 国内学会発表			17件	6件	14件	12件	8件	決算額（千円）	I- (1) に記載				
研究の公表 （実績値） 国外学会発表			10件	2件	5件	4件	5件	経常費用（千円）	I- (1) に記載				
研究の公表 （実績値） 延べ数			30件	18件	25件	23件	26件	経常利益（千円）	I- (1) に記載				
達成度			300%	180%	250%	230%	260%	行政サービス実施コスト（千円）	I- (1) に記載				
公開講座等の開催 （計画値）	年 25回以上	40回程度 実施	年25回 程度開催	年25回 程度開催	年25回 程度開催	年25回 程度開催	年25回 程度開催	従事人員数	I- (1) に記載				
公開講座等の開催 （実績値）			68回	35回	28回	30回	38回						
達成度			292%	140%	112%	120%	152%						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	「独立行政法人海技教育機構法」第11条第1項第3号に基づき、海技教育の知見及び船舶運航に関する研究成果の普及・活用を図るとともに、海事思想を広く普及するための活動を行う。 成果の普及・活用促進に当たっては、海技教育及び船舶運航関係の知識、技術、研究成果及びその他海事に関する情報等を海運業界、学会及び国民等へ積極的に公表して教育・研究成果の普及を目指すとともに、職員の専門知識の活用を図るために、国内外を問わず、研修員の受入れ及び各種機関・委員会へ専門家としての職員派遣等を推進する。	研究成果については、論文発表及び学会発表等を行い、研究報告書を作成するとともに、ホームページ上で研究成果及び海技教育に関する情報を公表し、教育・研究成果の普及を図る。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・研究成果について、論文発表及び学会発表を行うとともに、情報を公表し、教育・研究成果の普及を図ったか。</p>	<p><主要な業務実績> 年度毎の研究計画書に基づき、延べ122件の論文発表及び学会発表を行い、実施した研究の成果をホームページ上で公表し、教育・研究成果の普及を図った。</p> <p>○学会論文及び査読付学会誌論文発表：23件</p> <p>○国際学会講演発表：26件</p> <p>○国内学会講演発表：34件</p> <p>○海技大学校研究報告：30件</p> <p>○学会誌掲載：9件</p> <p>発表件数合計122件</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 概ね計画通りの実績を上げている。</p> <p><課題と対応> ・研究成果について、どのように普及を図っていくか検討</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 研究成果については、延べ96件の論文発表及び学会発表を行うとともに、ホームページ上での公表、海技大学校研究報告の作成、配布により、広く一般へ教育・研究成果の普及を図っており、評価できる。 以上を踏まえて、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。</p>	
		海技教育及び船舶運航に関する知識・技術の普及・活用促進	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p>	<p><主要な業務実績> ① 海外研修員の受入れ 国土交通省並びに外国の船員教育機関</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 概ね計画通りの実績を上げている。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 国内外の船員教育機関の要請に応じ、期間中105名の研修員を受け入れ</p>	

	<p>を図るため、国内外の船員教育機関の要請に応じ、研修員を受け入れるとともに、政府機関等の要請に応じ海技教育専門家として海外へ派遣し、また、学会等の関係委員会へ委員として派遣する。</p>	<p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修員の受入や専門家としての海外への派遣、学会等関係委員会への委員としての派遣を行い、海技教育及び船舶運航に関する知識・技術の普及・活用促進を図ったか。 	<p>から要請に応じ、期間中 130 名の研修生を受け入れ、海技教育及び船舶の運航に関する知識・技能の活用促進を図った。</p> <p>○受入実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「開発途上国船員養成事業船員教育者研修」 フィリピン 40 名 インドネシア 20 名 ベトナム 19 名 ミャンマー 15 名 ・「フィリピン・海技(機関)研修」 フィリピン 4 名 ・「フィリピン機関教授法研修」 フィリピン 3 名 ・「PCG 海事基礎教育船艇運航教官養成」 フィリピン 18 名 <p>さらに、東京海洋大学の教育実習生(航海科 11 名)等を受け入れた。</p> <p>② 海外への派遣</p> <p>国土交通省等の要請により、海事教育専門家として国際海事機関 (IMO) 海上安全委員会 (MSC) 第 2 回人的因子訓練当直小委員会 (HTW2) 出席のためイギリスに職員を派遣するなど、期間</p>	<p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省や国際協力機構等からの要請に応じた活動であるが、今後どのような拡大策が図れるかを検討 	<p>るとともに、国土交通省等の要請に応じ、期間中延べ 5 名を海外へ派遣している。また、政府機関及び関係団体からの要請により、期間中に延べ 52 団体 (延べ人数 194 名) を派遣するとともに、平成 26 年度には東北地方交通審議会船員部会に、1 名を委員として出席させ、海技教育及び船舶の運航に関する知識・技能の活用を促進していることは、評価できる。</p> <p>以上を踏まえて、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。</p>	
--	---	--	---	---	--	--

			<p>中延べ 10 名を海外へ派遣した。 (派遣先) オランダ、デンマーク、イギリス、ガーナ、スウェーデン、中国</p> <p>③ 学会等関係委員会への委員の派遣 政府機関及び関係団体からの要請により、学会等関係委員会へ、期間中に延べ 61 団体(延べ人数 245 名)を派遣するとともに、平成 26 年度から東北地方交通審議会船員部会の委員として、国立宮古海上技術短期大学の校長が出席し、海技教育及び船舶の運航に関する知識・技能の活用の促進を図った。</p>			
	<p>また、海事思想の普及に資するため、一般市民を対象とする練習船による体験航海等を行うとともに、教育・研究成果を活用して、一般市民を対象とする公開講座等を年 25 回程度開催する。</p>	<p><主な定量的指標> 一般市民を対象とする練習船による体験航海や公開講座等を年 25 回程度開催する。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・計画通りに公開講座等を開催できたか。</p>	<p><主要な業務実績> 地域自治体が主催する海に関するイベント等において、一般市民を対象とした校内練習船による体験航海を延べ 148 回実施するとともに、各学校において一般市民を対象とした公開講座を延べ 51 回開催するなど、公開講座等を年平均 40 回開催し、海事思想の普及に努めた。</p> <p>・期間中の公開講座等の開催回数</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 概ね計画通りの実績を上げている。</p> <p><課題と対応> ・継続的な実施と海事思想普及の拡大</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 一般市民を対象とした校内練習船による体験航海を延べ 124 回実施するとともに、各学校において、教育、研究成果を活用した公開講座を延べ 35 回開催するなど、公開講座等を年平均 40 回開催し、海事思想の普及に努めており、評価できる。 以上を踏まえて、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。</p>	

				延べ199回 (年平均40回)			
--	--	--	--	--------------------	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-（4）	内部統制の充実・強化		
業務に関連する政策・施策	政策目標：IX 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標：36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人海技教育機構法 第3条
当該項目の重要度、難易度	（必要に応じて重要度及び難易度について記載）	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成27年度行政事業レビュー 事業番号 0359、新27-0051

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
								予算額（千円）	I-（1）に記載				
								決算額（千円）	I-（1）に記載				
								経常費用（千円）	I-（1）に記載				
								経常利益（千円）	I-（1）に記載				
								行政サービス実施コスト（千円）	I-（1）に記載				
								従事人員数	I-（1）に記載				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）	
機構の目的を有効かつ効率的に果たすために、自己点検・評価体制の定期的な見直しなどによりモニタリング機能を強化するとともに、全職員が内部統制活動に参加できる仕組みを構築し、内部統制の充実・強化を図る。	機構の目的を有効かつ効率的に果たすために、内部評価委員会、監事監査等による自己点検・評価体制の定期的な見直し等によりモニタリング機能を強化するとともに、スクールレビューを活用し	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・内部評価委員会、監事監査等による自己点検・評価体制に</p>	<p><主要な業務実績> ① 内部統制の充実・強化の取組 平成23年度に、内部統制の強化を目的として、内部評価委員会、監事監査、スクールレビューについて見直しを行い、監事監査とスクールレビューの相互の連携を図り、お互いのフォローアップを行</p>	<p><評価と根拠> 評価：B 平成24年度、平成25年度と続けて職員の不祥事が発生したが、その後、研修の実施等、防止対策を実施し、十分な効果が出ていると判断した。 <課題と対応> ・各職員へ統制活動としての業務遂行意識の普及</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 平成23年度に、内部統制の強化を目的として、内部評価委員会、監事監査、スクールレビューについて見直しを行い、監事監査とスクールレビューの相互の連携を図り、お互いのフォローアップを行うことにより、各学校に対する内部監査を充実させ、モニタリング機能を強化している。 平成25年度からは、役員と本部幹部職員及び各学校長を委員とした「内部統制に関する検討会」を設置し、法人の目的達成のためのリスク、学校運営における危機管理</p>		

	<p>て全職員が内部統制活動に参加できる仕組みを構築し、内部統制の充実・強化を図る。</p>	<p>ついて、見直し等によりモニタリング機能の強化を行ったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールレビューを活用して全職員が内部統制活動に参加できる仕組みを構築し、内部統制の充実・強化を図ったか。 	<p>うことにより、各学校に対する内部監査を充実させ、モニタリング機能を強化した。</p> <p>平成 25 年度からは、役員と本部幹部職員及び各学校長を委員とした「内部統制に関する検討会」を設置し、当機構の目的達成のためのリスク、学校運営における危機管理のためのリスクの洗いだしを行った。</p> <p>平成27年度、通則法の改正に基づき、業務方法書を始めとする内部統制に係る規程を改正するとともに内部統制委員会を立ち上げるなど内部統制の充実強化に努めた。</p> <p>② 倫理とコンプライアンスの強化</p> <p>平成 25 年 1 月に発覚した体罰事案、平成 25 年 12 月に発生した職員による酒気帯び運転による事故を踏まえ、外部委員を招いた体罰防止への取組の検討、倫理委員会の設置、DVD教材を利用した職員への定期的研修を実施、綱紀粛正、</p>		<p>のためのリスクの洗いだしを行っている。</p> <p>また、通則法の改正に伴い内部統制の体制を見直している。</p> <p>さらに、期間中に生じた体罰事案及び飲酒運転事案に対しては、外部委員を招いた体罰防止への取組の検討、倫理委員会の設置、DVD教材を利用した職員への定期的研修を実施、綱紀粛正、コンプライアンスの徹底を図っている。</p> <p>以上を踏まえて、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。</p>	
--	--	--	---	--	--	--

				コンプライアンスの 徹底を図っている。			
--	--	--	--	------------------------	--	--	--

4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I- (5)	業務運営の情報化・電子化の取り組み		
業務に関連する政策・施策	政策目標：IX 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標：36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人海技教育機構法 第3条
当該項目の重要度、難易度	（必要に応じて重要度及び難易度について記載）	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビュー 事業番号 0359、新 27-0051

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
								予算額（千円）	I- (1) に記載				
								決算額（千円）	I- (1) に記載				
								経常費用（千円）	I- (1) に記載				
								経常利益（千円）	I- (1) に記載				
								行政サービス実施コスト（千円）	I- (1) に記載				
								従事人員数	I- (1) に記載				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	情報セキュリティに配慮した情報の電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・情報セキュリティに配慮した情報の電子化に取り組んだか。 ・業務運営の効率化と情報セキュリテ	<主要な業務実績> 平成 23 年度、平成 24 年度の試行の上、平成 25 年度にグループウェアを導入し、機構全体で、教材や規程、各種会議や研修の資料及び統合作業の検討状況などの情報の電子化、共有化を図り、情報を迅速に伝達し、業務運営の効率化を図った。 また、セキュリティポリシーを策定し、各部署で保	<評定と根拠> 評定：B 概ね計画通りの実績を上げている。 <課題と対応> ・グループウェアの活用による業務運営の効率化の推進及び情報セキュリティの強化	評定 B <評定に至った理由> 平成 23 年度、平成 24 年度の試行の上、平成 25 年度にグループウェアを導入し、法人全体で、教材や規程、各種会議や研修の資料及び統合作業の検討状況などの情報の電子化、共有化を図り、情報を迅速に伝達し、業務運営の効率化を図っている。 また、セキュリティポリシーを策定し、各部署で保有する個人情報の管理について見直し、書庫書類の管理、電子データの運用管理を徹底し、法人全体のセ	

			<p>ィ対策の向上に努めたか。</p>	<p>有する個人情報の管理について見直し、書庫書類の管理、電子データの運用管理を徹底し、機構全体のセキュリティ対策の向上を図った。</p>		<p>セキュリティ対策の向上を図っている。 以上を踏まえて、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。</p>	
--	--	--	---------------------	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>							
<p>(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p>							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II—(1)	組織運営の効率化の推進		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビュー 事業番号 0359、新 27-0051

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
児島清算室の廃止、教育管理業務の効率化により、要員の縮減等を進め、より効率的な組織運営体制を確立する。	海技大学校児島分校の校舎の廃止に伴い重要な財産を適切に処理するために設置した児島清算室は、児島分校の処分に係る業務終了後速やかに廃止する。 また、教科書改訂作業等、各校教務事務の一部を本部へ移行することによる教育管理業務等の業務運営の効率化、アウトソーシングの活用	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・児島分校精算室は廃止したか。 ・教育業務等の業務の運営の効率化、アウトソーシングの活用により要員の縮減を進め、より効率的な組織運営体制が構築できたか。	<主要な業務実績> ① 児島精算室の廃止 児島精算室を地下埋没調査、敷地用地測量等の所要の業務を終え、平成 23 年度に廃止した。 ② 教育管理業務の業務運営の効率化 学校で行っていた教務事務を本部で一元管理するとともに、事務職員で行っている教務に関する業務を教員の業務に振り分けるなど教育管理業務の見直しを行うことにより、9	<評定と根拠> 評定：B 概ね計画通りの実績を上げている。 <課題と対応> ・全職員によるグループウェアの積極的有効活用の推進 ・さらなるアウトソーシングの活用の検討	評定 B <評定に至った理由> 児島精算室は、所要の業務を終え、平成 23 年度に廃止している。 学校で行っていた教務事務は、本部で一元管理するとともに、事務職員で行っている教務に関する業務を教員の業務に振り分けるなど教育管理業務の見直しを行うことにより、9名の事務職員を削減している。また、グループウェアの導入により、教育管理業務等の効率化を図っている。 期間中、館山校及び唐津校の給食業務をアウトソーシングし、常勤職員2名、非常勤職員10名の要員削減を行い、経費を抑制し効率化を図っている。 以上を踏まえて、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	

		<p>等により、要員の縮減等を進め、より効率的な組織運営体制を確立する。</p>		<p>名の事務職員を削減した。</p> <p>また、グループウェアを導入し、掲示板機能及びファイル管理機能の活用により、全職員に情報を迅速に伝達する仕組みを構築することによって教育管理業務等の効率化を図った。</p> <p>③ アウトソーシングの活用</p> <p>平成24年度に館山校、平成26年度に唐津校の給食業務をアウトソーシングすることにより、常勤職員2名、非常勤職員10名の要員削減を行い、経費を抑制し効率化を図った。</p> <p>・館山校での経費の抑制額</p> <p>平成24年度 (非常勤調理員予算) 6,367千円</p> <p>平成25年度 (給食業務委託費) 2,898千円</p> <p>抑制額 3,469千円</p> <p>・唐津校での経費の抑制額</p> <p>平成25年度 (非常勤調理員予算)</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

				6,270千円 平成26年度 (給食業務委託費) 1,296千円 抑制額 4,974千円 抑制額合計 8,443千円			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II—(2)	人材の活用の推進		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビュー 事業番号 0359、新 27-0051

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人事交流 (計画値)	第2期計画期間中に50名以上	10名以上	10名以上	10名以上	10名以上	10名以上	10名以上	
人事交流 (実績値)			16名	12名	15名	19名	19名	
達成度			160%	120%	150%	190%	190%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るために、航海訓練を行う航海訓練所、座学を行う船員教育機関7校（商船系大学2校及び商船系高等専門学校5校）及び海運会社との人事交流を積極的に推進する。 また、組織の一層の活性化を図るために、海事関係行政機関等とも人	船員教育の質の向上や効率的な教育の実施、組織の一層の活性化を図るために、航海訓練所、船員教育機関、海運会社及び海事関係行政機関等と期間中に50名以上の人事交流を図る。	<p><主な定量的指標> 期間中50名以上の人事交流</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・船員教育の質の向上や効率的な教育の実施、組織の活性化を図る人事交流であったか。</p>	<p><主要な業務実績> 航海訓練所、船員教育機関、海運会社及び海事関係行政機関と81名（受入40名、派遣41名）の人事交流を実施した。 航海訓練所や他の船員教育機関における訓練の手法や技能、船員教育に関する知見に加え、海運会社の運航現場から得る知識・技能を授業に取り入れることにより、実践的な教育に反映している。 また、海事関係行政</p>	<p><評価と根拠> 評価：B 概ね計画通りの実績を上げている。</p> <p><課題と対応> ・人事交流の積極的推進</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 国土交通省、航海訓練所及び海運会社と62名（受入32名、派遣30名）の人事交流を行い、船員教育の質の向上や効率的な教育の実施、組織の一層の活性化を図っており、評価できる。 以上を踏まえて、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。</p>		

	<p>事交流を積極的に推進する。</p>			<p>機関との人事交流により、船員政策等を背景にした行政事務能力の向上を図っている。</p> <p>船員不足が顕在化する中、教員確保の観点から、平成26年度より年齢、勤務地など教員の募集要件を緩和した。</p>			
--	----------------------	--	--	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>							
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)</p>							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II- (3)	業務運営の効率化の推進		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビュー 事業番号 0359、新 27-0051

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（年度計画値）（千円）		134,095	128,731	124,869	121,123	120,845	117,219	
一般管理費（実績値）（千円）			128,731	124,869	121,123	120,845	117,219	
達成度			100%	100%	100%	100%	100%	
業務経費（年度計画値）（千円）		369,256	350,793	347,285	343,812	350,097	315,033	
業務経費（実績値）（千円）			350,793	347,285	343,812	350,097	315,033	
達成度			100%	100%	100%	100%	100%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
<p>管理部門の簡素化、アウトソーシングの活用、及び「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき設置した契約監視委員会による契約の適正化などにより、一般</p>	<p>① 管理部門の簡素化、アウトソーシングの活用及び公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費 本年度予算の対前年度比 3%抑制 業務経費 本年度予算の対前年度比 1%抑制 <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>児島精算室を廃止するなど管理部門を簡素化するとともに、給食業務のアウトソーシングの活用による要員縮減により業務経費の節減を行い、業務運営の効率化を図った。(再掲)</p> <p>また、契約監視委員会による一者応札及</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>計画通りの実績を上げている。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び業務経費の節減 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>1. 児島精算室の廃止による管理部門の簡素化、給食業務のアウトソーシングの活用による要員縮減、契約監視委員会による契約の適正化、税理士の指導・助言により業務運営の効率化を図った。</p> <p>2. 一般管理費については、ネットワークの活用や給食業務のアウトソーシングの活用等により、平成 23 年度から平成 27 年度まで 5 年間の総額は、中</p>		

<p>管理費及び業務経費を節減し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制する。</p> <p>また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制することとする。</p>	<p>調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施することにより、一般管理費及び業務経費の節減を図り、業務運営の効率化を図る。</p> <p>② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、経費節減について、監事監査等のモニタリングにより、自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費、業務経費は指標通り抑制できたか。 ・契約監視委員会による契約内容の点検・見直しを行い契約の適正化に努めたか。 ・税理士との顧問契約により、業務の効率化が図れたか。 	<p>び随意契約の検証や広告期間の延長等の条件の緩和などにより契約の適正化を図るとともに業務運営の効率化を図った。</p> <p>さらに、税理士と顧問契約を締結することにより、消費税増税に係る手続き業務の指導・助言を得ることで、会計課業務の効率化を図った。</p> <p>① 一般管理費 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、ネットワークの活用や給食業務のアウトソーシングの活用等により、平成23年度から平成27年度まで5年間の総額は、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当額に5を乗じた額）の4.8%（30,868千円）を抑制した。</p> <p>なお、平成26年度及び平成27年度の消費税増税分を除くと、計画どおり6%程度抑制した。</p>		<p>期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当額に5を乗じた額）の4.8%（30,868千円）を抑制した。</p> <p>なお、平成26年度及び平成27年度の消費税増税分を除くと、計画どおり6%程度抑制した。</p> <p>3. 業務経費については、光熱水費の抑制や契約条件の見直しといった入札の適正化等により、平成23年度から平成27年度までの5年間の総額は、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当額に5を乗じた額）に対し2.7%（46,945千円）を抑制した。</p> <p>4. 校内練習船の定期検査等に係る船舶管理業務については、海務経験を有する本部職員が一元的に行い、工事内容の必要性を精査することにより、検査の費用の抑制に努めた。</p> <p>以上を踏まえて、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。</p>	
--	---	--	--	--	--	--

		<p>行い、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を6%程度抑制する。</p> <p>また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、船舶管理コンサルタントの活用等により、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を2%程度抑制する。</p>		<p>② 業務経費</p> <p>業務経費（人件費、公租公課等の所要計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、光熱水費の抑制や契約条件の見直しといった入札の適正化等により、平成23年度から平成27年度までの5年間の総額は、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当額に5を乗じた額）に対し2.7%（46,945千円）を抑制した。</p> <p>なお、平成26年度及び平成27年度の消費税増税分を除くと、3.7%の抑制となった。</p> <p>③ 機構職員による船舶管理業務の実施（平成24年度～平成26年度）</p> <p>校内練習船の定期検査等に係る船舶管理業務について、海務経験を有する本部職員が一元的に行い、各種工事ごとの見積の提出を業者に依頼するとともに、工事内容</p>			
--	--	---	--	---	--	--	--

				<p>の必要性を精査することにより、検査の費用の抑制に努めた。</p> <p>④ 船舶管理コンサルタントの活用（平成27年度） 工事内容の必要性を精査することにより、練習船の検査にかかる費用を抑制した。</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ—（１）	自己収入の確保		
当該項目の重要度、難易度	（必要に応じて重要度及び難易度について記載）	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビュー 事業番号 0359、新 27-0051

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>運営費交付金を充当して行う事業については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>自己収入について、本科及び専修科にあっては、授業料を段階的に引き上げることにより、自己収入を拡大するものとする。</p>	<p>(1) 自己収入の確保</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>① 授業料の段階的引き上げ</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>本科及び専修科の授業料を月額 9,900 円に引き上げる。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料の引き上げを行ったか。 ・船舶運航実務課程は、海運会社、受講者に対し適正な受益者負担を確実に求めたか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 授業料の段階的引き上げ</p> <p>本科及び専修科の授業料は、段階的な引き上げ計画に基づき、平成 22 年度の授業料月額 6,000 円を、平成 26 年度に 9,900 円に引き上げた。</p> <p>さらに、専修科は平成 27 年度に 10,900 円に引き上げた。</p> <p>② 適正な受益者負担の検討</p> <p>海技大学校が行う船舶運航実務課程については、授業 1 時間あたり</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>概ね計画通りに実績を上げている。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料の引き上げの検討 ・適正な受益者負担 ・受益者負担のあり方の検討 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>1. 本科及び専修科の授業料は、段階的な引き上げ計画に基づき、平成 22 年度の授業料月額 6,000 円を、平成 26 年度に 9,900 円に引き上げている。</p> <p>※「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）で講ずべき措置とされた「平成 27 年度までに月額 9,900 円」を達成。</p> <p>2. 船舶運航実務課程については、授業料算出のコストとして、平成 25 年度に物件費相当額を反映した授業料とし、平成 26 年度以降は、さらに人件費相当額を加算した授業料を設定し、激変緩和を図りつつ段階的に引き上げている。</p>	

<p>また、船舶運航実務課程にあっては、講習の実施にかかる経費と講習料との関係を踏まえて、上記「3.(1)②」に記載するとおり、実施する講習を精査し、継続する講習にあっては、講習料の引き上げなどにより受益者負担を確実に求めるものとする。併せて、事業全体についても、受益者負担のあり方について検討する。</p>	<p>本科及び専修科の授業料については、段階的に引き上げることにより自己収入を拡大する。</p> <p>② 適正な受益者負担の検討</p> <p>海技大学校が行う船舶運航実務課程については、講習の実施経費と講習料との関係を踏まえて、実施する講習を精査し、継続する講習にあっては、講習料の引き上げ等により、海運会社、受講者に対し適正な受益者負担を確実に求める。併せて、事業全体についても、受益者負担のあり方について検討する。</p>		<p>のコストとして、平成25年度に物件費相当額(8,000円)を、平成26年度には人件費相当額(5,200円)を反映した額を設定し、激変緩和を図りつつ段階的に引き上げた。</p>		<p>以上を踏まえて、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。</p>	
--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ—（２）	予算、期間中の収支計画、期間中の資金計画		
当該項目の重要度、難易度	（必要に応じて重要度及び難易度について記載）	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビュー 事業番号 0359、新 27-0051

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
予算								
収入								
運営交付金	12,085		2,539	2,357	2,200	2,385	2,376	
施設整備費補助金	770		151	0	0	0	4	
受託収入	139		39	35	27	30	37	
業務収入	1,034		215	222	232	264	296	
計	14,028		2,944	2,614	2,459	2,679	2,713	
支出								
業務経費	1,834		389	378	481	429	447	
施設整備費	770		151	0	0	0	4	
受託経費	139		37	33	23	29	36	
一般管理費	1,059		194	209	227	280	164	
人件費	10,226		2,030	1,842	1,711	1,976	2,034	
計	14,028		2,801	2,462	2,442	2,715	2,685	
収支計画								
費用の部	13,789		2,747	2,519	2,453	2,731	2,827	
経常費用	13,789		2,747	2,519	2,453	2,731	2,827	
業務費	8,828		1,924	1,731	1,732	1,909	1,929	
受託費用	139		39	32	23	26	37	
一般管理費	4,291		620	597	551	645	716	
減価償却費	531		164	159	147	151	145	
収益の部	13,789		2,735	2,520	2,456	2,734	2,930	
経常収益	13,789		2,735	2,520	2,456	2,734	2,930	
運営費交付金収益	12,085		2,322	2,166	2,122	2,346	2,523	
受託収入	139		39	35	27	30	37	
業務収入	1,034		282	223	232	294	302	

資産見返負債戻入	531		92	96	75	64	68
純利益	0		12	1	3	3	102
目的積立金	0		16	1	1	1	1
総利益	0		4	2	4	4	103
資金計画							
資金支出	14,028		3,263	3,105	2,747	2,858	3,137
業務活動による支出	13,258		2,957	2,537	2,612	2,682	2,938
投資活動による支出	770		234	31	64	92	108
財務活動による支出	0		73	537	70	84	78
次期中期目標の期間 への繰越金	0		0	0	0	0	13
資金収入	14,028		3,160	2,849	2,697	2,929	2,962
業務活動による収入	13,258		3,015	2,843	2,697	2,927	2,962
運営費交付金による 収入	12,085		2,539	2,357	2,200	2,385	2,375
受託収入	139		39	37	26	30	28
業務収入	1,034		437	449	471	512	559
投資活動による収入	770		145	6	0	0	0
施設費補助金による 収入	770		145	6	0	0	0

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
	(1) 予算 (2) 期間中の収 支計画 (3) 期間中の資 金計画	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・中期計画に定めた 当該予算による運 営を行ったか。	<主要な業務実績> 中期計画に定めた予算 による運営を着実に実行 した。	<評定と根拠> 評定：B 概ね計画通りに実 績を上げている。 <課題と対応> ・一般管理費及び業務 経費の節減	評定 B <評定に至った理由> 予算は、中期計画に基づき、適正に執 行されており、監事による業務監査及び 会計監査、会計監査法人による会計監査 が実施されていることは評価できる。 以上を踏まえて、中期計画における所 期の目標を達成していると認められる。		

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ—（３）	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	（必要に応じて重要度及び難易度について記載）	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビュー 事業番号 0359、新 27-0051

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
		4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> 期間中の該当はない	<評定と根拠> <課題と対応>	評定 - <評定に至った理由> 期間中において該当はない。 ※評価の対象とならない。	

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ—（４）	重要な財産の処分等に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	（必要に応じて重要度及び難易度について記載）	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビュー 事業番号 0359、新 27-0051

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
	5. 重要な財産の処分等に関する計画 海技大学校児島分校の廃止に伴い、同校の保有資産の処分を行う。 (財産処分の内容) 海技大学校児島分校土地、建物及び工作物	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・海技大学校児島分校の保有資産の処分を行ったか。	<主要な業務実績> 海技大学校児島分校の土地、建物及び工作物については、平成 25 年度に不要財産として全て国土交通省へ受渡を行い、国庫納付を完了した。	<評価と根拠> 評価：B 計画通り実施している。 <課題と対応> なし	評価 B <評価に至った理由> 海技大学校児島分校の土地、建物及び工作物については、平成 25 年度に不要財産として全て国土交通省へ受渡を行い、国庫納付を完了していることは評価できる。 以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。		

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－（５）	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	（必要に応じて重要度及び難易度について記載）	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビュー 事業番号 0359、新 27-0051

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	6. 剰余金の使途 期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充のため使用する。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> 剰余金については、平成23年度に発生したが、使途を限定された前中期目標期間繰越積立金であるため評価の対象とはならない。	<評価と根拠> <課題と対応>	評価 ー <評価に至った理由> 期間中において該当はない。 ※評価の対象とならない。 (平成23年度に発生したが、使途を限定された前中期目標期間繰越積立金であるため評価の対象とはならない。)	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

業務実績等報告書様式 1-2-4-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書 (業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

IV— (1)	施設・設備の整備		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビュー 事業番号 0359、新 27-0051

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
(1) 施設・設備の整備 機構の目的の確実な達成のために、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。	(1) 施設・設備の整備 機構の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。 施設・設備の内容 教育施設整備費 ・清水校総合実習実験棟建築工事 予算額 112 百万円 ・波方校学生寮耐震及び学	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営が図られているか。	<主要な業務実績> 平成 20 年 6 月に着工し清水校総合実習棟が 3 年 2 月の歳月を経て竣工した。 概要は次のとおり ・ 着工年月 平成 20 年 6 月 ・ 竣工年月 平成 23 年 8 月 ・ 構造規模 RC 造 2 階建て ・ 建築面積 1,039.64 m ² ・ 延べ面積 1,547.19 m ² ・ 総工費 389,859 千円 ・ 主な設備 航法演習室 機関実技室	<評価と根拠> 評価：B 計画通りの実績を上げている。 <課題と対応> ・施設・設備に関する整備計画の策定及び効果的な業務運営の実施	評価 B <評価に至った理由> 平成 20 年 6 月に着工し清水校総合実習棟が 23 年 8 月に竣工し、船員教育の更なる充実を図り、効果的な業務運営を行っていることは評価できる。 以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。		

	<p>生寮等建築 工事 予算額 645 百万円</p> <p>・海技大学校学 生寮耐震改 修設計 予算額 13 百万円</p> <p>財源 独立行政法人 海技教育機構 施設整備費補 助金</p>		<p>機械工作室 溶接実習室 機関演習室 航海実技室 他</p> <p>平成 27 年 7 月に着工し た海技大学校西学生寮耐震 改修設計業務が 1 月に竣工 した。</p> <p>概要は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着工年月 平成 27 年 7 月 ・ 竣工年月 平成 28 年 1 月 ・ 構造規模 R C 造 5 階 ・ 延べ面積 1510.06 m² ・ 総工費 3,618 千円 <p>平成 27 年度に予定され ていた波方校学生寮耐震及 び学生寮等建築工事につい ては、事前調査の結果、設 計仕様の見直しが必要とな ったことにより次期繰越と なった。</p>			
--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV—（2）	保有資産の検証・見直し		
当該項目の重要度、難易度	（必要に応じて重要度及び難易度について記載）	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビュー 事業番号 0359、新 27-0051

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
(2) 保有資産の検証・見直し 保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について検証する。	(2) 保有資産の検証・見直し 保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について検証する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・保有の必要性について検証を行ったか。	<主要な業務実績> 保有資産については、陳腐化、不適用化の状況を規程等に基づき実査した結果、機構が保有する土地建物は全て教育目的のものであり、その目的に沿って有効に活用していることを確認した。	<評価と根拠> 評価：B 概ね計画通りの実績を上げている。 <課題と対応> ・資産の利用度 ・本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性 ・経済合理性の観点	評価 B <評価に至った理由> 保有資産については、陳腐化、不適用化の状況を規程等に基づき実査した結果、法人が保有する土地建物は全て教育目的のものであり、その目的に沿って有効に活用していることを確認しており、評価できる。 以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

業務実績等報告書様式 1-2-4-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV—（3）	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	（必要に応じて重要度及び難易度について記載）	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビュー 事業番号 0359、新 27-0051

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
人件費	5%	5.12%	4.8%	14%	16%	6.2%	6.3%	
ラスパイレス指数		96.5（22年度）	94.8	94.4	95.9	95.9	95.3	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
(3) 人事に関する計画 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。 また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行	(3) 人事に関する計画 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	<主な定量的指標> 人件費について、5年間で5%以上を基本とする削減 <その他の指標> なし <評価の視点> ・給与について、目標水準、目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表したか。 ・人件費削減に取り組むとともに見直しを行ったか。	<主要な業務実績> 国家公務員の給与水準を考慮した上で、23年度は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）に基づき人事院勧告に係る俸給引き下げ（平均 $\Delta 0.23\%$ ）。 24・25 年度は、給与減額支給措置として俸給月額に役職員に適用される所定の割合（9.77%、7.77%及び 4.77%）を乗じて得た額を減ずる措置を役職員の給与に適用した。 26 年度は、一般職の職員の給与に関する法律	<評定と根拠> 評定：B 概ね計画通りの実績を上げている。 <課題と対応> ・給与の目標水準、目標期限の設定と計画的な取組 ・人件費削減への取組	評定 B <評定に至った理由> 国家公務員の給与水準を考慮した上で、23 年度は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）に基づき人事院勧告に係る俸給引き下げ（平均 $\Delta 0.23\%$ ）。24・25 年度は、給与減額支給措置として俸給月額に役職員に適用される所定の割合（9.77%、7.77%及び 4.77%）を乗じて得た額を減ずる措置を役職員の給与に適用している。 また、26 年度は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年 4 月 3 日法律第 95 号）の改正に伴い、俸給表の改定（若年層に重点を置きながら広い範囲の号俸について平均 0.3%程度引き上げ）等を行っている。 その内容については、法人ホームページにて、独立行政法人等情報公開法第	

<p>政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p>	<p>また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。</p> <p>(注) 対象となる「人件費」の範囲は、常勤役員及び常勤職員に支給する報酬(給与)、賞与、その他の手当の合計額とし、退職手当、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。</p>		<p>(昭和25年4月3日法律第95号)の改正に伴い、俸給表の改定(若年層に重点を置きながら広い範囲の号俸について平均0.3%程度引き上げ)等を行った。</p> <p>また、27年度は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年4月3日法律第95号)の改正に伴い、俸給表の改定(若年層に重点を置きながら広い範囲の号俸について平均0.4%程度引き上げ)等を行った。</p> <p>その内容については、機構ホームページにて、独立行政法人等情報公開法第22条に規定する「役員の報酬等」及び「役員の報酬等及び職員の給与水準」を公表している。</p>		<p>22条に規定する「役員の報酬等」及び「役員の報酬等及び職員の給与水準」を公表している。</p> <p>平成26年度の人件費削減率は、6.2%(22年度比)となり、着実に目標を達成している。また、給与水準を示すラスパイレス指数は95.9%となっている。</p> <p>以上を踏まえて、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。</p>	
---	---	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

業務実績等報告書様式 1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書 (業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV—(4)	独立行政法人海技教育機構法第12条第1項に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成27年度行政事業レビュー 事業番号 0359、新27-0051

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
	(4) 独立行政法人海技教育機構法(平成11年法律第214号)第12条第1項に規定する積立金の使途 第1期中期目標期間中からの繰越積立金は、第1期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第2期中期目標期間へ繰り越した有形固定	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 積立金は、有形固定資産の減価償却に要する費用に充当したか。	<主要な業務実績> 第1期中期目標期間中からの繰越積立金は、第1期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第2期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充当した。	<評定と根拠> 評定：B 概ね計画通りの実績を上げている。 <課題と対応> ・有形固定資産の減価償却に要する費用に確実に充当する	評定 B <評定に至った理由> 第1期中期目標期間中からの繰越積立金は、第1期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第2期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充当している。 以上を踏まえて、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。		

		資産の減価償却に要する費用及び東日本大震災の影響により第1期中期目標期間において費用化できず第2期中期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用等に充当する。					
--	--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV— (5)	その他		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 27 年度行政事業レビュー 事業番号 0359、新 27-0051

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
(4) その他 中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講じることとする。	(5) その他 中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ所要の措置を講じる。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・航海訓練所との統合に向け、所要の措置を講じることができたか。	<主要な業務実績> ① 船員養成の規模、体制 本科及び専修科の入学定員については、海運業界の船員の需要、応募倍率を見極めた上で、次のとおり増員した。 ・平成26年度 本科の入学定員を20名増員 → 入学定員 370名 ・平成27年度 専修科の入学定員を10名増員 → 入学定員 380名 さらに、平成 28 年度は、海事局の要請を受け、	<評定と根拠> 評定：B 概ね計画通りの実績を上げている。 <課題と対応> ・船員養成規模、体制の検討 ・統合に向け、必要に応じた所要の措置	評定 B <評定に至った理由> 船員養成の規模、体制については、海運業界の船員の高齢化による求人数の増加や入学の応募倍率の変化等を見極め、検討の結果、平成 27 年度の入学定員を 380 名としている。 平成 28 年 4 月 1 日の航海訓練所との統合に向け、国土交通省及び航海訓練所等と調整を行いながら適切に対応している。 以上を踏まえて、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	

				<p>専修科を 10 名増員し、資格教育の入学定員を 390 名とした。(再掲)</p> <p>② 航海訓練所との統合 平成 28 年 4 月 1 日の航海訓練所との統合に向け、国土交通省及び航海訓練所等と調整を行いながら適切に対応した。</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)							